

令和6年度

生活保護法 指定医療機関（医科） 一般指導（第二部）

診療報酬の請求上の留意事項について

東京都福祉局指導監査部

指導第一課 指定医療機関指導担当

診療録の記載

診療録は診療経過の記録であると同時に診療報酬請求の根拠である。

- 診療の都度、必要事項を記載する。
- 診療報酬点数の項目の算定要件として定められている事項が診療録に記載のない場合は診療報酬は請求できない。
- 紙カルテの場合、記載はペン等を使用し、修正は二重線で行う。(修正液は使わない。)

医療情報システムの運用上の注意(1)

医療機関における電子情報システムの適切な運用についても、より一層の安全性が求められている。

(医療法施行規則第14条第2項において、管理者はサイバーセキュリティの確保について必要な措置を講じなければならないとしている。)

各医療機関で**運用管理規程を整備し、システムベンダー(機器事業者)とも相互に協力し、厚生労働省のガイドライン(医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版:R5年5月)に沿って適切に管理運用することが必要**

医療情報システムの運用上の注意(2)

■ 運用管理規程の作成と運用

- 自院における電子カルテ等に関する運用管理規程を作成し、ルールに沿った管理と運用を実施
- スタッフに関して定期的に情報リスク教育を実施
- 診療録等へのアクセス権限については職種により適切な設定、切り分け
- システム認証の方法を記憶認証(パスワード)のみとせず、多要素での認証を導入(R9年時に稼働しているシステム)
- バックアップデータの二重化など、災害・事故に備えた体制を確保

診療録等の保存期間

■ 指定医療機関（指定医療機関医療担当規程第9条）

- 診療録・・・完結の日から5年間保存
- 帳簿及び書類・・・完結の日から5年間保存

■ 保険医療機関（療担規則第9条）（医師法第24条第2項）

- 診療録・・・完結の日から5年間保存
- 帳簿及び書類・・・完結の日から3年間保存

指定医療機関の診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類（診療録を含む）は、保険医療機関と異なり完結の日から5年間保存

傷病名の記載

- 医学的に妥当適切な傷病名を医師自ら決定
- 必要に応じて慢性・急性、部位、左・右の区別
- 診療開始・終了年月日を記載
- 傷病の転帰を記載し傷病名を随時整理
 - ▷ 「疑い」病名は早期に確定病名または「中止」とする
 - ▷ 急性病名が長期間続くことは不適切である
 - ▷ 査定を防ぐための傷病名、いわゆる「レセプト(保険)病名」は使用しない。

傷病名の記載に係る指摘事項

■ 主な指摘事項

- 傷病名が診療報酬明細書と一致していない。(レセプト病名等)
- 傷病の診療開始年月日、終了年月日が記載されていない。

傷病名だけでは診療内容の説明が不十分と思われる場合は、**摘要欄または症状詳記**で補う。



客観的事実(検査結果等)に基づき、当該診療行為が**必要な理由を具体的かつ簡潔に**記載する。

初診料

- 医学的に初診といわれる診療行為があった場合に算定
- ある疾患の診療中に別の疾患が発生した場合であっても新たに初診料は算定できない。

初診料を算定できない

(例)

- 慢性胃炎で通院中、~~新たに大腸癌の診療を開始する場合~~

再診料

- 来院の目的が、別の初・再診に伴う「一連の行為」である場合には、別に再診料は算定できない。

再診料を算定できない

(例)

- 初・再診日と別の日に、指示された検査、画像診断等のみを受けるため来院した場合
- 往診等の後に、薬剤のみを取りに来た場合

- 外来管理加算を算定する場合、患者からの聴取事項や診察の所見の要点を診療録に記載する。

医学管理料、在宅療養指導管理料 精神科専門療法

- 医学管理料、在宅療養指導管理料、精神科専門療法は、目に見えない「技術」に対する評価である。
- 項目ごとに、具体的な算定要件が定められている。
- 多くの場合、医学的管理や療養指導等を適切に行った上で、算定要件として定められた指導の内容の要点等の記載や書類の添付を診療録にすることが求められる。
- 医事部門のみの判断や、電子カルテ仕様での一律請求を行わず、医師自らが個別の判断で算定する。



算定要件を満たさずに算定していれば返還請求の対象となる

特定疾患療養管理料

■ 別に厚生労働大臣が定める疾患（悪性新生物、不整脈、喘息、胃炎、慢性ウイルス肝炎等）を主病とする患者に対して、治療計画に基づき、服薬、運動、栄養等の療養上の管理を行った場合に算定

■ 管理内容の要点を診療録に記載

令和6年度改訂で変更された対象疾病

削除 ・高血圧
・糖尿病
・脂質異常症
（遺伝性でないもの）
追加 ・アナフィラキシー
・ギラン・バレー症候群

■ 主な不適切な算定事例

- 療養上の管理内容の要点が診療録に記載されていない又は不十分。
- 主病を中心とした療養上必要な管理が行われていない。

生活習慣病管理料(Ⅰ)、(Ⅱ) 令和6年度新設

	点数		包括項目
生活習慣病管理料(Ⅰ)	脂質異常症を主病	610点	外来管理加算 医学管理等※ 検査、注射、病理診断 ※一部併算可の項目あり(点数表告示参照)。
	高血圧症を主病	660点	
	糖尿病を主病	760点	
生活習慣病管理料(Ⅱ)	脂質異常症、高血圧症、 糖尿病を主病	333点	外来管理加算 医学管理等※ ※一部併算可の項目あり(点数表告示参照)。

・生活習慣病管理料は、栄養、運動、休養、喫煙、飲酒及び服薬等の生活習慣に関する総合的な治療管理を行う。

生活習慣病管理料(Ⅰ)、(Ⅱ) 令和6年度新設

- ・療養計画書(別紙様式9、別紙様式9の2、またはそれに準じた様式)を作成し、患者に説明を行い、同意を得て署名を得た場合に算定
- ・交付した療養計画書の写しは診療録に添付
- ・糖尿病の患者について、年1回程度の眼科受診指導、歯科受診推奨
- ・初診料を算定した月は算定不可
- ・糖尿病を主病とする場合は在宅自己注射指導管理料の併算定は不可
- ・電子カルテ情報共有サービスを使用する場合は診療録へ記載要件あり

(施設基準)

- ・総合的な治療管理体制を有する。治療管理は多職種連携が望ましい
- ・患者の状態に応じ、28日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することを、保険医療機関に掲示

悪性腫瘍特異物質治療管理料

- 悪性腫瘍と確定診断がされた患者に対し、腫瘍マーカー検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に算定
- 月1回に限り算定可能
- 腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に添付又は記載する。
- 主な不適切な算定事例

腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に添付又は記載していない。

診療情報提供料（Ⅰ）

- 診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に算定
 - ① 事前に紹介先の機関と調整の上、文書に必要事項を記載して患者又は紹介先の機関に交付する。
 - ② 交付した文書の写しを診療録に添付する。
- 紹介先・情報提供先ごとに患者一人につき月1回に限り算定

在宅患者訪問診療料（Ⅰ）

- 訪問診療を行うことについて、患者（その家族等）の署名付きの同意書を作成のうえ、診療録へ添付する。
- 訪問診療の計画及び診療内容の要点を診療録に記載する。
- 診療時間（開始時刻及び終了時刻）及び診療場所を診療録に記載する。診療時間には移動時間等は含めず、実際に診療した時間を記載する。

■ 診療録に記載する事項

- ① 訪問診療の計画及び診療内容の要点
- ② 診療時間及び診療場所

在宅療養指導管理料

在宅自己注射指導管理料、在宅酸素療法指導管理料
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 等

- 患者又は患者の看護に当たるものに対し、
 - 療養上必要な事項について**適正な注意及び指導**を行った上で**医学管理を十分に行う**。
 - 在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する**指導等を行う**。
 - 必要かつ十分な衛生材料及び保険医療材料を支給する。

■ 診療録に記載する事項

- ① 当該在宅療養を**指示した根拠**
- ② **指示事項**(方法、注意点、緊急時の措置を含む)
- ③ **指導の内容の要点**

検査・画像診断

- 各種検査は、**診療上必要と認められる場合**に行うこと。
(療養担当規則第20条)
- **健康診断**は、療養の給付の対象として行ってはならない。
(療養担当規則第20条)
- 検査・画像診断は個々の患者の**状況に応じ検査項目を選択し段階を踏んで必要最少限の回数**で実施する。
- 検査を行う根拠、結果、評価を**診療録に記載**する。
(判断料・診断料)
- **個々で算定要件**が定められている検査項目に注意する。
- 主な不適切な算定事例

- 呼吸心拍監視(心電図モニター)について、診療録に観察した呼吸曲線、心電曲線、心拍数のそれぞれの観察結果の要点の記載がない。
- 超音波検査について、主な所見について診療録への記載がない。
- 超音波検査で得られた画像について診療録への添付がない。

リハビリテーション

- リハビリテーションの実施にあたっては、実施計画書を、リハビリ開始後原則7日以内、遅くとも14日以内に作成する。
- リハビリテーション実施計画書の作成時およびその後3か月に1回以上(特段の定めのある場合を除く)、患者またはその家族等に内容を説明の上交付し、その写しを診療録に添付する。
- 実施にあたっては、機能訓練の内容の要点と実施時刻(開始時刻と終了時刻)を診療録等へ記載する。
- 主な不適切な算定事例

運動器リハビリテーションにおいて、機能訓練の内容の要点の記載、実施時刻の記載、実施計画書の写しの添付及び説明の要点の記載がされていない。

通院・在宅精神療法

- 精神科を担当する医師が一定の治療計画のもとに危機介入、対人関係の改善、社会適応能力の向上を図るための指示、助言等の働きかけを継続的に行う治療法
- 当該療法の要点と当該診療に要した時間を診療録に記載する。
- 主な不適切な算定事例

- 当該診療に要した時間の記載がない。
- 治療内容の要点の記載がない又は、不十分である。

投薬・注射

- 原則として薬価基準に記載されている医薬品を、医薬品医療機器等法承認事項(効能・効果、用法・用量、禁忌等)の範囲内で使用した場合に保険適用となる。
- 患者を診察することなく投薬、注射、処方箋の交付は認められない。(無診察投薬の禁止)
- 経口と注射の両方が選択可能な場合は、経口投与を第一選択とする。
- どのような薬剤でも、適宜効果判定(例えば抗生剤等→抗菌スペクトルの考慮、薬剤感受性検査の実施)を行い、漫然投与を行わない。

投与期間に上限が設けられている 医薬品について

- 投与期間に上限が設けられている**麻薬又は向精神薬の処方**は、**薬物依存症候群の有無等**、**患者の病状や疾患の兆候に十分注意した上で**、**病状が安定し、その変化が予見できる患者に限って行う。**
- そのほか、当該医薬品の処方に当たっては、当該患者に既に処方した**医薬品の残量及び他の医療機関における同一医薬品の重複処方の有無**について患者に**確認し、診療録に記載する。**

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について(令和6年3月27日保医発0327第10号)

今後とも医療扶助の適正な運用にご協力いただきますようお願いいたします。

多くの指定医療機関では適正な医療が行われている中、一部における不適切な対応から、医療給付全体に対する信頼を著しく損ねてしまうことがあります。

必要な人に確実に医療給付を実施するという基本的考え方を維持しつつ、生活保護制度が都民の信頼に応えられるよう、皆さまの一層のご理解とご協力をいただきますよう、今後ともよろしく願います。